

# お気に入りの一冊コンテスト 入賞者発表

3月11日に、なびあすで「なびとしよお気に入りの一冊コンテスト」の表彰式が行われました。このコンテストは、お気に入りの一冊の中にある台詞や感動したシーン等を紹介したい相手に向けて伝えるもので、令和3年度から行われています。今回のコンテストには、243作品の応募があり、次の方々が入賞されました。(敬称略)



↑受賞者の皆さん



↑各部門で金賞を受賞した作品を朗読する佐藤希香さん(左:美浜東小)、奥村花音さん(中央:美浜中)、谷口美恵子さん

## 【金賞】

部門	学校名等	氏名	図書名	紹介したい相手
小学生	美浜東小学校 5年	佐藤 希香	りんごの木を植えて	友達
中学生	美浜中学校 2年	奥村 花音	そして、バトンは渡された	感動する作品が好きの人
一般	—	谷口 美恵子	道なき未知	何もやる気が起きないあなたに

## 【銀賞】

部門	学校名等	氏名	図書名	紹介したい相手
小学生	美浜西小学校 6年	前田 里菜	あやしの保健室4 二万回のトライ	—
中学生	美浜中学校 1年	北村 うた	女子中学生の小さな大発見	夏休みの自由研究に悩んでいる方へ
一般	—	渡邊 理佳	日本製	たくさんの人

## 【銅賞】

部門	学校名等	氏名	図書名	紹介したい相手
小学生	美浜中央小学校 1年	南 芹菜	パンダ銭湯	おふろがすきなひとへ
小学生	美浜中央小学校 1年	川畑 蓮恩	ぞうきばやしのすもうたいかい	おともだち
小学生	美浜中央小学校 2年	金吾 陽介	てんまのとらやん	せかいのみんな
小学生	美浜中央小学校 6年	河村 歩	あなたがうまれたとき	友達みんな
中学生	美浜中学校 2年	上田 綾乃	旅猫レポート	心から思う大切な人がいる人
中学生	美浜中学校 2年	木村 結菜	5分後に意外な結末	読書が苦手な方
中学生	美浜中学校 3年	岩本 美由奈	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら	女子中学生
一般	—	万谷 和永	こども六法	子どもたちと彼らに関わるすべての人々

# 令和4年度 美し美浜の地域愛表彰



美浜中央小学校  
校長 西野泰弘氏

前列左から2番目

美浜西小学校  
校長 知場克幸氏

前列中央

美浜東小学校  
校長 小島義和氏

前列右から2番目

3月8日に、美し美浜の地域愛表彰が町役場で行われました。この表彰は、地域や町民のために社会貢献活動を10年以上継続して行っている団体または、地域や次代を担う人材育成に寄与し、郷土への誇りと愛着心を育む活動を3年以上継続して行っている団体を表彰するものです。式典では、ふるさと美浜元気プロジェクトに取り組んでいる町内3小学校に表彰状が授与されました。今回の被表彰団体は次のとおりです。

# 美浜町地域公共交通計画を策定

町では、今後の公共交通に関する方向性や考え方を示した「美浜町地域公共交通計画」を策定しました。

この計画は、地域や公共交通の現状、町民・利用者の実情等を把握した上で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、町民や利用者、鉄道、バス、タクシーの運行事業者、行政等が一体となって取り組みを進められるように今後の方策を定めたものです。

## ◆町の公共交通の課題

町民へのアンケート調査や関係者との意見交換等により、次の課題が挙げられました。

### 【課題①】

人口、利用客が減少する中、おむねの形ができた公共交通ネットワークを将来まで持続することが必要

### 【課題②】

居住地や施設立地等の実情に応じた、日々の暮らしで使いやすい公共交通にすることが必要

### 【課題③】

利用されない人や高齢者等にとって、更にやさしく、分かりやすい

公共交通にしていくことが必要

### 【課題④】

少しずつ、町民のクルマ中心の行動スタイルの変容を促し、公共交通への意識を高めていくことが必要

### 【課題⑤】

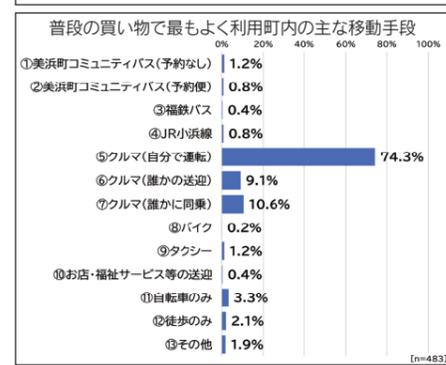
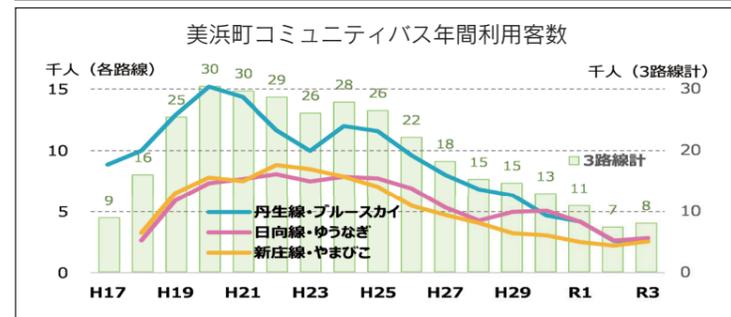
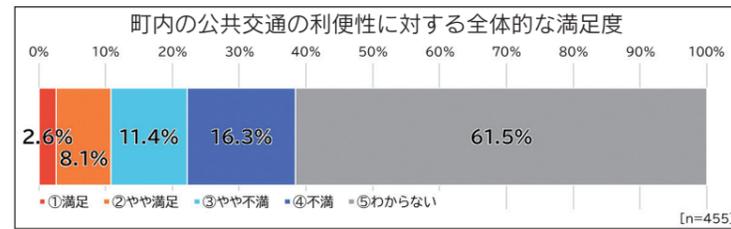
地域の拠点づくりや、賑わいの創出に寄与する公共交通の取り組みが必要

## ◆計画の策定

計画の策定にあたっては、町民へのアンケート調査や関係者等との意見交換・意見収集等の結果をもとに、町内のバス・タクシー等の運行事業者や町民、有識者等で構成された美浜町地域公共交通会議で協議を重ね、2月6日に戸嶋町長に答申し、これを受けて町が策定しました。



↑計画を答申する川本義海会長



## ◆計画の概要

美浜町地域公共交通計画では、地域や公共交通の課題等を踏まえ、第5次美浜町総合振興計画や美浜町人口ビジョン、第2期美浜町創生総合戦略、更には嶺南地域公共交通網形成計画等との連携を図りながら、今後の公共交通において、美浜町の目指す姿(基本理念)と5つの方向性(基本方針)、それらを達成するための重点施策を設定しました。(次頁参照)

計画期間は、令和5年度から9年度とし、計画を進めるにあたっては、PDCAサイクルによる継続的な取り組みを行い、必要に応じて適宜改善を図っていきます。

また、美浜町の目指す姿の実現に向け、美浜町公共交通会議において、取り組みの進捗確認を行い、最終年度には、計画期間全体の評価・検証を行います。

今後、町では、関係者や町民、バス等の運行事業者等との意見交換や調整を行いながら、計画に沿った施策を進めていきます。

## ◆美浜町の公共交通が目指す姿(基本理念)

だれもが安心して暮らすことができる交通手段を確保するとともに、まちの活力を生み、地域で守り育てる持続可能な公共交通をめざします。

## ◆取り組みの方向性(基本方針)

- 地域の实情に見合った形で、ネットワークを構成する公共交通を確保・持続する
  - ①鉄道・広域路線バスの運行の持続と利用確保
  - ②効率化のためのコミュニティバスの運行方式の見直し(実証運行)
- 町民の日々のお出かけに便利な公共交通サービスを提供する
  - ①居住地をカバーするためのコミュニティバスの運行方式の見直し(実証運行)
  - ②多様なサービスの推進及び検討
  - ③気軽に乗り降りできる料金等の仕組みの検討
  - ④町内の店舗等と公共交通のコラボによるサービス等の検討
  - ⑤敦賀方面への外出を便利にする小浜線・路線バスのダイヤの調整
- わかりやすく、人にやさしい公共交通の利用環境を提供する
  - ①公共交通の分かりやすい情報提供
  - ②道の駅若狭美浜はまびより・美浜駅の案内の充実
  - ③駅・店舗・病院等での案内・待合環境の充実
  - ④施設等のバリアフリー化や利用助成に関する継続的な検討
- クルマ中心の行動スタイルの変容を促すとともに、公共交通への意識を育む
  - ①町民への公共交通利用の広報・PR活動
  - ②小中高生等の意識づくり
  - ③高齢者等の利用促進
  - ④企業等へのエコ通勤の呼びかけ
  - ⑤地域主体で外出手段を考える取り組み
- 地域の拠点づくり・賑わい創出と連携した取り組みを行う
  - ①道の駅若狭美浜はまびより・美浜駅を集客・乗り継ぎ拠点とした周遊手段等の充実
  - ②観光・集客と連携した広報・PR活動
  - ③コミュニティバス(予約便)の観光客向け情報の充実
  - ④道の駅若狭美浜はまびより・美浜駅を活かした周遊企画
  - ⑤道の駅若狭美浜はまびより・美浜駅の案内の充実【再掲】
  - ⑥デジタル化やアプリ等による気軽に使える環境づくり

## ◆重点施策

### デマンド交通実証運行事業

#### ◎運行方法の見直し(実証運行)

- ▶コミュニティバスの定時定路線の運行方法・形態の見直し
- ▶コミュニティバスの予約便(デマンド型)の運行方式に関する実証運行

#### ◎高齢者等の利用促進

- ▶公共交通の相談会・乗車体験会
  - ▶免許返納者への支援策の継続的な検討
- #### ◎観光客向け情報の充実
- ▶観光関連媒体によるコミュニティバスの事前情報の提供

みんなが使って、将来にわたり持続可能な公共交通へ

※計画の詳細は、町ホームページをご覧ください。

美浜町地域公共交通計画

検索

※お問い合わせ先  
町住民環境課(担当:武田)  
☎ 32・6703

# 用語説明

## 歳入

- ①町税…町民税、固定資産税、軽自動車税等、町に納められる税金
- ②分担金及び負担金…一定の事業により特別な利益を受ける者からその事業に要する経費の全部または一部を受益に応じて徴収するお金
- ③使用料及び手数料  
使用料…総合体育館等、公の施設の使用料等  
手数料…税の証明や住民票等の交付に対する手数料等
- ④その他…財産収入、繰越金、寄附金
- ⑤繰入金…一般会計・特別会計・基金等の会計間で相互に資金運用するお金
- ⑥諸収入…他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。延滞金や預金利息、雑入等
- ⑦地方譲与税…地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税
- ⑧税交付金…利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金
- ⑨その他交付金…地方特例交付金、交通安全対策特別交付金
- ⑩地方交付税…地方公共団体が一定水準の業務ができるよう財政状況に応じて国から交付されるお金
- ⑪国庫支出金…国が公益性を認め、その事業を実施するために国から交付されるお金
- ⑫県支出金…事業等、特定の目的の財源として県から交付されるお金
- ⑬町債…各事業を行うために町が借り入れるお金  
※自主財源…町が自らの権限で収入できるお金  
※依存財源…国や県等から交付されるお金  
※基金…特定事業等を行うために積み立てたお金

## 歳出

- ①議会費…議会活動にかかる経費
- ②総務費…自治振興、広報、戸籍、統計、選挙等にかかる経費
- ③民生費…児童福祉・障がい福祉サービスや老人福祉の増進、保育園の管理・運営にかかる経費
- ④衛生費…保健衛生、ごみ処理等、衛生的な生活のためにかかる経費
- ⑤労働費…労働者への賃付等にかかる経費
- ⑥農林水産業費…農林水産業の施設整備・振興や農業委員会の運営に係る経費
- ⑦商工費…中小企業の振興育成・雇用促進、観光振興にかかる経費
- ⑧土木費…道路・橋・河川・町営住宅の管理や都市計画にかかる経費
- ⑨消防費…消防署や水防・防災対策にかかる経費
- ⑩教育費…小中学校の管理・運営や総合体育館等の管理・運営、社会教育、学校給食にかかる経費
- ⑪公債費…町債の元金及び利子の支払いにかかる経費
- ⑫予備費…予算編成で予期しなかった支出に対応するための経費

令和5年度

# 予算

2月8日から17日にかけて開催された町議会で、令和5年度予算が可決されました。今回お知らせする予算は、任期満了に伴う町長選挙を控えていたことから、必要最小限の経費と継続事業の一部のみを計上した、いわゆる「骨格予算」となっています。そのため、政策的経費は、今後の補正予算で計上する予定です。

予算総額 118億5,976万円

一般会計 **75億5,289万円**

一般会計は、福祉や教育、道路整備等、町の基本的な行政サービスを行う会計で、主に町税(住民税や固定資産税)等で賄われています。

特別会計 39億969万円

特別会計は、特定の事業を行うために必要なお金を出し入れする会計です。美浜町には「診療所事業」や「国民健康保険事業」等、10個の特別会計があります。

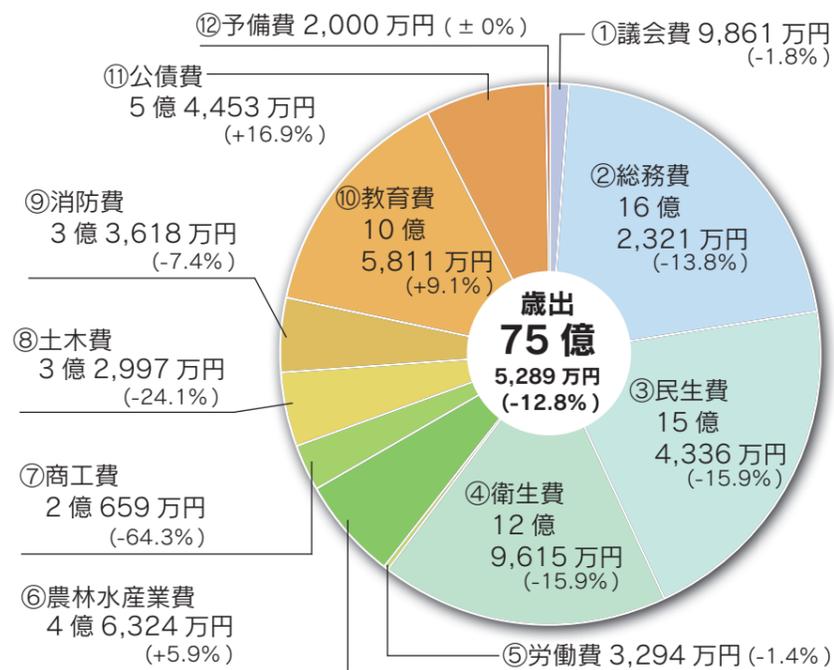
企業会計 3億9,718万円

企業会計は、一般の会社と同じ会計方式をとる会計です。現在、町には「上水道事業会計」という会計があります。

※実際の予算額は千円単位ですが、分かりやすくするため万円単位で表示しています。

## 一般会計歳出

※( )は対前年度比



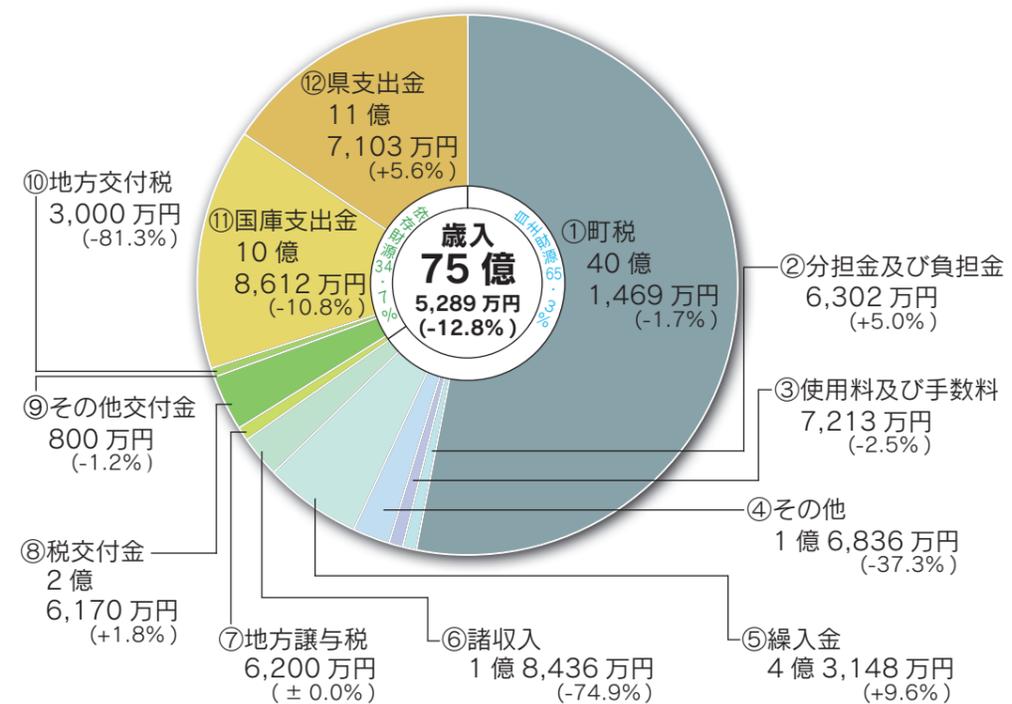
## 特別会計・企業会計

※( )は対前年度比

会計区分	予算額	
特別会計	診療所事業	1億2,662万円(+2.7%)
	国民健康保険事業	11億9,959万円(-1.1%)
	後期高齢者医療事業	1億5,302万円(-2.8%)
	介護保険事業	11億991万円(-3.3%)
	簡易水道事業	2億3,001万円(-16.4%)
	集落排水処理事業	2億458万円(+34.2%)
	公共下水道事業	7億6,276万円(+30.5%)
	産業団地事業	324万円(-2.2%)
	住宅団地事業	1,215万円(-76.5%)
	道路用地取得事業	1億781万円(-8.8%)
合計	39億969万円(+2.2%)	
企業会計	上水道事業	3億9,718万円(+28.1%)

## 一般会計歳入

※( )は対前年度比



一般会計の予算規模は、75億5,289万円、骨格予算として新たな政策的経費等の計上を見送っているため、前年度に比べ12.8%の減額となりました。

歳入では、骨格予算に伴い、町債及び国庫支出金の一部を見込んでいないことから減額となりました。また、国からの地方交付税においては、普通交付税が前年度に続き不交付となる見込みのため、特別交付税のみを計上し、81.3%の減額となりました。

歳出では、役場庁舎及び保健福祉センター非常用発電機設備設置工事、レイクセンター関連工事、地域づくり拠点施設(道の駅)整備工事等が完了(※)したことにより、総務費、民生費、商工費、土木費等で減額となっています。

今後の補正予算で、町総合振興計画に基づいた「まちづくり」のためのさまざまな政策的経費等を計上していく予定です。

※役場庁舎及び保健福祉センター非常用発電機設備設置工事については、工事の一部が令和4年度に完了せず、令和5年度に繰り越しています。

一般会計は「骨格予算」のため前年度比12.8%減

# 美浜町での暮らしを応援します !!

町では、町内で暮らす住民の皆さんやこれから美浜町で暮らす予定の移住者を対象にさまざまな支援を行っています。住宅の建設やリフォーム、引っ越し、さらには奨学金の返済に係る支援まで幅広く実施していますので、ぜひご活用ください。

※お問い合わせ先 町まちづくり推進課  
移住定住・集落元気推進室(担当・市川) ☎32-6701



ホームページはこちら

## 多世帯同居・近居住宅取得支援事業

- ▶補助金の額  
住宅の建設・購入に要する経費の100分の5の額  
最大 **100** 万円を補助
- ▶主な補助対象要件
  - 新たに町内で直系親族と多世帯同居または近居するために、住宅を建設する方または当該年度の4月1日以降に住宅を購入する方。
  - 住宅の建設・購入に要する経費が500万円以上である。
- ▶申請等の期限
  - 住宅の建設補助の申請期限は9月30日とし、当該年度の3月1日までに建設工事及び当該工事に係る支払いを完了してください。なお、補助金の交付決定を受けるまでは建設工事に着手しないでください。
  - 住宅の購入補助の申請期限は11月30日です。

## 結婚新生活支援事業

- ▶補助金の額  
補助対象経費の全額  
最大 **30** 万円を補助
- ▶主な補助対象者
  - 令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦。
  - 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下である。
  - 前年の所得の合計が500万円未満の夫婦。
  - 申請時において、夫婦ともに対象住居に住民票がある。
  - 2年以上継続して美浜町に居住する意思がある。
- ▶補助対象経費  
令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に支払った住居費及び引越費用の合計額
  - 住居費  
住宅の賃借費用のうち、敷金・礼金及び仲介手数料。
  - 引越費用  
住居移転に伴う荷物の移動または運送に要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用。

## 多世帯同居・近居住宅リフォーム支援事業

- ▶補助金の額  
住宅のリフォームに要する経費の2分の1の額  
最大 **100** 万円を補助
- ▶主な補助対象要件
  - 新たに町内で直系親族と多世帯同居または近居するために、自ら所有する住宅を改修する方。(すでに多世帯同居または近居している場合は、それを開始してから6カ月以内の方に限る)
  - 住宅のリフォームに要する経費が30万円以上である。
- ▶補助対象工事
  - 間取りの変更工事
  - 増築工事
  - バリアフリー改修工事
  - 設備の改修工事
- ▶申請等の期限  
申請期限は9月30日とし、当該年度の3月1日までに補助対象工事及び工事に係る支払いを完了してください。なお、補助金の交付を受けるまでは、補助対象工事に着手しないでください。



## 若者夫婦世帯等定住促進家賃補助金

- ▶補助金の額  
民間賃貸住宅の家賃月額3分の1の額  
最大 **48** 万円を補助  
(上限月額2万円×24カ月)
- ▶主な補助対象要件
  - 民間賃貸住宅(※1)に入居後、1年以内の世帯。
  - 若者夫婦世帯(※2)または子育て世帯(※3)。
  - 前年の収入合計が、960万円以下の世帯。
  - 町内に2年以上継続して定住すること。
  - 世帯員が町内に所有する住宅がないこと。
- ※1 公的賃貸住宅、事業主から貸与を受けた住宅、3親等内の親族が所有する住宅等は除く。
- ※2 ともに39歳以下の夫婦が同居している世帯。
- ※3 15歳以下の子どもと生計を一にし、同居している世帯。

## U・Iターン移住就職等支援金

全国型

- ▶支援金の額  
県外から移住した方を対象に  
2人以上の世帯 **50** 万円  
単身の世帯 **30** 万円
- ▶主な支援対象要件  
(1)、(2)及び(3)～(5)のいずれかの要件を満たす方

(1) 年齢	□45歳以下(令和5年4月1日時点)である。
(2) 移住等	以下のすべての事項に該当すること。 □住民票を移す直前に、5年以上連続して福井県外に在住していた。 □転入後3カ月以上1年以内の申請である。 □5年以上継続して美浜町に居住する意思がある。
(3) 就業	以下のすべての事項に該当すること。 □福井県内の就業場所に就業している。 □週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、連続して3ヶ月以上在職している。 □転勤や出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
(4) テレワーク	以下のすべての事項に該当すること。 □所属企業等からの命令ではなく自己の意思により移住し、美浜町を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行っている。 □地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みで、所属企業等から資金提供されていない。
(5) 起業	□福井県のU・Iターン移住創業支援事業助成金の交付決定を受けている。

## U・Iターン移住就職等支援金

東京圏型

- ▶支援金の額  
東京圏から移住した方を対象に  
2人以上の世帯 **100** 万円  
単身の世帯 **60** 万円
- ▶主な支援対象要件  
(1)及び(2)～(5)のいずれかの要件を満たす方

(1) 移住等	以下のすべての事項に該当すること。 □住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ住民票を移す直前に連続して1年以上東京23区内に在住または通勤(※)していた。 □転入後3カ月以上1年以内の申請である。 □5年以上継続して美浜町に居住する意思がある。
(2) 就業	以下のいずれかの事項に該当すること。 □福井県の就職マッチングサイト「291JOBS」に移住支援金対象として掲載している法人に就業している。 □プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業を利用して就業している。
(3) テレワーク	以下のすべての事項に該当すること。 □所属企業等からの命令ではなく自己の意思により移住し、美浜町を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行っている。 □地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みで、所属企業等から資金提供されていない。
(4) 関係人口	以下のすべての事項に該当すること。 □福井県が関係人口拡大を目的として実施した事業の参加者・利用者である。 □美浜町を訪問し、移住に向けた現地活動を行った。 □就業・自営業で自活できる程度の収入を得ているまたは得る見込みがある。
(5) 起業	□福井県のU・Iターン移住創業支援事業助成金の交付決定を受けている。

※東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)からの通勤

## Uターン者奨学金返還支援事業

- ▶補助金の額  
奨学金返還残額の全額を対象に  
最大 **150** 万円を補助
- ▶主な補助対象要件  
下記の要件をすべて満たす方  
□独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第一種・第二種)を遅延なく返還している。  
□美浜町出身(※)である。  
□申請時点において、町内に住所を有し、居住している。  
□大学卒業後、累計で10年以上町内に住所を有している。  
□当該年度の4月1日時点で、35歳以下である。  
□奨学金の返還を支援する別の制度を利用していない。  
※大学等に就学するまでに、1年以上美浜町内に住所を有していた方



★各事業には、記載以外の要件もありますので、詳しくは美浜町ホームページをご確認ください。

高齢者の皆さんの活躍を応援します！

# 美浜町地域あいあいポイント事業

## P ポイント交換のご案内

町では、令和3年4月から高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいを応援する新しい取り組みとして「美浜町地域あいあいポイント事業」を行っています。

地域あいあいポイント事業では、地域貢献活動や健康づくり活動に参加することで、ポイントを貯めることができます。活動に参加して貯まったポイントは、交換申請期間中に申請することで、活動奨励品と交換することができます。

4月1日からポイント交換申請期間となります。ポイントを次年度に繰り越すことはできませんので、忘れずに申請してください。



### ポイント交換申請期間

4月3日(月)～28日(金)

### ポイント交換の流れ

- ①ポイント交換申請書を記入してください。
- ②必要事項を記入した申請書とポイント手帳を町健康福祉課へ提出してください。
- ③後日、交付決定通知書と引換券がお手元に届きます。引換先で交換してください。

注意 !!

貯まったポイントを次年度に繰り越すことはできません。必ず期間中に交換してください。

### 交換できる活動奨励品

- ①ポイント相当の商品(※)
- ②菅浜生協商品券

※ A コープ美浜店の閉店に伴い、A コープ商品券の代替としてポイント相当の商品との引換になりました。商品の引換は、町指定引換場所で行えます。

#### 【引換できる商品の例】

5ポイント

- ライオン キッチンセット
- ボスコ オリーブオイル
- 煎餅詰め合わせ



10ポイント

- キッチンギフトセット
- 調味料バラエティセット
- 洋菓子詰め合わせ



15～25ポイント

- 醤油、海苔、だし、味噌汁セット
- 堂島珈琲スイーツセット
- 洋菓子詰め合わせ

※ポイント数によって、引換できる商品のランクが変わります。



30～50ポイント

- カタログギフト

※ポイント数によって、引換できるカタログギフトのランクが変わります。



### 交換期限

9月30日(土)

## ポイントアプリ

町では、地域あいあいポイント事業専用のスマートフォンアプリを運用しています。

このアプリでは、町や登録したグループからのお知らせを受け取れるほか、手帳で管理していたあいあいポイントをアプリで管理でき、貯まったポイントは、これまでどおり町内で活用できる活動奨励品と交換できます。

なお、ポイント手帳もこれまでどおり利用できます。

### 【アプリの便利な機能】

- ①簡単にポイントが貯められる
- ②町や登録したグループからお知らせが届く
- ③ポイントを活動奨励品と交換できる



### ダウンロードはこちら



■ iPhone の方は ■ Android の方は

App Store

Google Play

あいあいポイントアプリ

検索

## ポイント手帳

地域あいあいポイント事業に参加し、アプリを利用しない方は、「ポイント手帳」が必要となります。

### 【すでに事業に参加している方】

令和5年度用のポイント手帳は自動更新され、ポイント交換が済んだ後にお渡しします。また、事業への参加を辞退する場合は、町健康福祉課までご連絡ください。

### 【新たに事業への参加を希望する方】

参加登録申請が必要です。「美浜町地域あいあいポイント事業参加登録申請書」に必要事項を記入の上、町健康福祉課へ提出してください。申請承認後、ポイント手帳を発行します。



## 団体登録

地域あいあいポイント事業では、参加を希望する団体に登録申請をお願いしています。令和5年度から参加を希望する団体については、下記の書類を町健康福祉課へ提出してください。また、すでに登録済みの団体におかれましても、更新手続きが必要となりますので、同様に下記の書類を提出してください。

### 【必要な書類】

- ①美浜町地域あいあいポイント事業活動団体登録申請書
- ②会員名簿(氏名、住所、生年月日が分かるもの)
- ③その他、活動状況が分かるもの(会則、チラシ、活動計画)等



◎各手続きに必要な申請書は、町健康福祉課窓口または町ホームページから取得できます。

※お問い合わせ先 町健康福祉課地域包括支援センター(担当・植中/磯辺) ☎32-6704